破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４８号
和歌山県田辺市高雄２丁目２番16―205号あたごマンション９号室、前住所和歌山県田辺市中万呂780番地の６
債務者　池添　順二
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第１２０号
長崎県諫早市貝津町2196番地１フロラシオンａ103号、前住所長崎県諫早市貝津町2260番地２
債務者　毎熊　健志
1　決定年月日時　平成25年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月15日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１０１４号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室10043番地１鈴木方、住民票上の住所埼玉県春日部市下蛭田413番地24
債務者　白石　　肇
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４４号
埼玉県朝霞市三原２丁目４番15号　ジュネス朝霞105号室
債務者　宗像彦太郎
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９４号
千葉県四街道市美しが丘１丁目11番１号パークサイドさくら101
債務者　小楠　秀次
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２０５号
千葉県成田市高892番地27
債務者　長澤　　厚
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２１４号
千葉県成田市中台４丁目３番地　１棟505号
債務者　木内　伸生
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２３号
千葉県佐倉市稲荷台１丁目21番地34　コーポ秀和101号室
債務者　田中　喜和
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２３５号
千葉県成田市郷部212番地
債務者　根本　利枝
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市喜入一倉町5292番地１
債務者　皆元　純**隆**
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月18日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５４８号
埼玉県蕨市錦町２丁目８番29号　プリムラコート201号、旧住所埼玉県戸田市大字美女木1214番地　井出方
債務者　宮原　　純
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７６１号
埼玉県戸田市本町３丁目９番19―307号
債務者　大倉　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０９号
埼玉県久喜市栗橋東６丁目７番２―２号
債務者　横溝久美子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８４３号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区26棟204号
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８９２号
埼玉県川口市大字石神606番地　エンゼルハウスＣ101号、旧住所埼玉県川口市大字石神774番地の７
債務者　関口　良子
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９０９号
埼玉県川口市東川口１丁目７番７号　ニッショウビル202号室、旧住所埼玉県川口市戸塚東４丁目21番４号
債務者　内藤　良男
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係